

## 2012年12月議会 一般質問について

### ● 国保行政について伺います。

#### 国保税引下げと一部負担金減免制度の拡充について

2011年度、国民健康保険への加入世帯は6万6787人、加入者数は11万4828人です。

国保税は、決算額で一人当たり平均9万2085円で、3344円の増、1世帯当たり平均の税額は15万8323円で、5116円の値上げが行われたこととなります。景気は一向に回復せず、市民生活が逼迫している中の引き上げに、我が党は強く反対をいたしました。

この課税状況は、県内14市中、1人当たりで6番目、世帯あたりで4番目に高い国保税となっています。

一方、医療費は一人当たり県内11番目、世帯当たり12番目という低い支出状況です。

高い国保税に市民が苦しむ一方、国保会計は、歳入歳出差引額18億3429万1000円と言う、近年にない大幅な黒字を計上しました。

当初、予定していた基金の取り崩しによる繰り入れは、皆減でありました。

これらの結果は、必要のない国保税の引き上げを行ったことを示しております。

今年度 2012 年度の国保税引き上げはありませんでしたが、これでは不十分です。

昨年度黒字分を国保加入者に還元すれば、1 人平均 1 万円の引き下げは、予算総額 11 億 4828 万円で、十分実現可能です。

今議会の補正予算には、9 億円の財政調整基金の積み立てが提案されておりますが、不要不急のため込みをやめ、国保税の引き下げを行うべきではありませんか。

ご所見をお示しく下さい。

次に、一部負担金の減免制度について伺います。

高い国保税と同時に、一律 3 割の窓口負担金が、低所得世帯を苦しめています。

腹痛や風邪くらいの少々のことでは病院に行かないという声も多々聞くところです。

そして、病院に行った時は、すでに病状が悪化していた。というケースもあります。

救急車で入院したという方の場合、体調が悪く、仕事を休んでいたため収入がなく、持病があったが病院に行かず、悪化したとのことでした。

減免制度があることを知らなかったため、病院に行くに行けなかったとのことでした。

減免制度の周知を図ることを求めるものです。

だれもが、安心して医療を受けることができるよう、災害、休廃業、減収に限定せず、生活保護世帯水準にある、所得が低い世帯に対する減免制度とすることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## ● 文化・観光行政

### 鞆の重要伝統的建造物群指定について

本年8月27日の文教経済委員会では、鞆の重要伝統的建造物群指定についての進捗状況は、文部科学省への補完調査報告書を取りまとめている段階であり、

まとまり次第、文科省に報告するとのことでありました。

また、保存計画の策定を進めるとも、示されております。現在の進捗状況について、お示してください。

市長は、9月議会で、重伝建指定について、改めて住民の意向を聞くとの考えを示されましたが、この取り組みについても、進捗状況をお示してください。

次に、鞆の今後の発展について、伺います。

予算特別委員会において、2011年の鞆の浦への入込観光客は、135万人に上るとの答弁でしたが、福山市の観光の年間経済効果、298億円の中の多くを占めているのではないのでしょうか。

観光客の増加に伴い、新たな店を開く等の活気が出ています。

福山市にとっても、鞆町にとっても経済基盤を支える重要な観光産業ではないのでしょうか。

しかし、鞆の街並みが保存できないとなれば、魅力は減少し、ひいては観光客の減少という事態が起こり、鞆町の今後の経済も落ち込むことが懸念されます。

鞆の歴史と文化、景観を生かしたまちづくりを進めることなくして、今後の鞆の発展は語れないと思量するものですが、市長は、どのように認識しておられるのか、改めて、お示しください。

## ● 道路行政について

笹子トンネルの崩落事故が起こり、9名の犠牲者が出ました。  
犠牲者の方々とご家族に、心から哀悼の意を表明するものです。

今後、1960年代の建設ラッシュ時のトンネル崩落や、橋梁の劣化、高架自動車道の劣化が一気に起こることが懸念されます。

2009年度版国土交通省白書では、今後50年間に必要な更新予算は、約190兆円に上るとのことです。

福山市における維持・補修及び更新予算はどれくらいかかるのか、見込み額をお示しください。

また、国の新規大型公共事業は、41兆5200億円が計画され、高速道路だけで、33兆円余であります。

今後は、今ある社会資本の維持・更新で長寿命化し、少子化時代に過剰インフラの付け回しをしないことが必要です。  
新たな高規格道路建設は中止することを国に求め、福山道路、西環状線等6路線の建設計画を中止することを求めるものです。

ご所見をお示しください。

また、公共事業政策で大事なものは、国民のいのち・安全、暮らしに必要な事業は何か、何を優先すべきかを見定めることです。

不必要なもの、急がないものなど情報公開、住民参加の徹底を前提にして見直すことが必要です。

新規の高速道路や新幹線建設は、優先度は高くありません。いま最優先しなければならないのは、耐震化対策や老朽化対策など既存社会資本の維持管理・更新です。

福山市の公共事業のあり方を、新規建設から、防災・老朽化に備えた維持・更新へ、大型開発より雇用に役立つ小規模事業、住民生活密着・地域循環型へ転換することを求めるものです。

その際、公共施設の維持管理は、地方自治体の単独事業とされています。社会資本整備総合交付金など国の補助金の対象とするには大型工事に限るなど制約されていますが、地方自治体が管理する公共施設の維持管理にも、国が直接補助できるように要望することを求めます。

ご所見をお示しく下さい。

次に、道路建設に関する、住民合意のあり方について質問いたします。

福山市で計画されている福山道路等の6路線中、現在、事業化されているのは、福山道路では、赤坂バイパスから瀬戸町長和までの約3・3キロメートル、

福山沼隈道路では、草戸町から熊野町までの約4キロメートル、福山西環状線では、瀬戸町山北から駅家町近田までの約9キロメートルの3本です。

この、道路建設事業の進め方に対しては、国・県・市の数々のルール無視が行われ、関係住民の怒りを買ってきたところでは、

広島県は、2009年8月18日、福山西環状線に関わる、駅家町近田沖町内会で、住民合意が形成されていないにもかかわらず、町内会の役員のみと設計協議確認書の調印締結を強行しました。

同じく、広島県は福山沼隈道路でも、町内会長だけと設計協議を終了しました。

また、芦田川右岸の中ノ丁町内会では、道路建設について、町内会の取りまとめはしないとの約束を反故にしました。

福山沼隈道路の瀬戸熊野線でも熊野町鳴地区町内会長が了解していないにもかかわらず、熊野町自治会連合町内会長が確認書の締結を行なっています。

このような、町内会役員、自治会長を通じての強引な確認書締結は、住民間の対立感情や軋轢を生みだし、ひいては、行政不信を深めさせています。

また、町内会員の合意が醸成されていないにもかかわらず、町内会役員や自治会長との確認書締結は、内実を伴わないものであり、効力がないものではありませんか。

以上それぞれのご所見をお示しく下さい。

● 川南土地区画整理事業について伺います。

最初に、当事業の今日の進捗状況をお示してください。

当事業は、2012年1月29日に、土地区画整理審議会委員の選挙がおこなわれました。地権者代表8名の選出は、事業に反対の委員5名が選出され、当事業の長年の住民の反対の意志と、反対は6割を超えるという「住み良い郷土を作る会の主張」が裏付けられる結果となりました。

当事業は、神辺町政時代に、多くの地権者が反対をし、30数年来事実上のとん挫をしていたものです。

ところが、合併前後に、事業再開が急浮上しました。

区画整理区域を縮小し、新たな3手法によるまちづくりが計画されましたが、これについての、住民合意も不十分なまま、都市計画変更が行われました。

福山市は、当事業の事業説明会を行い、説明会参加者は、関係地権者1600名とされる中の2割程度に過ぎないにもかかわらず、会場内の拍手が多数を超えたと、恣意的な判断を行い、説明会を打ち切りました。

このようなあり方で、住民合意が形成されたと強弁することは許されません。

また、同じ、主要都市計画道路を建設するにあたり、地区計画区域では、用地買収方式、土地区画整理区域では、減歩による、事実上の無償提供と言う不公平、かつ地域を分断するあり方は、住民のさらなる怒りを引き起こしたのです。

27ha 内の地権者合意についても、福山市は 7 割が賛成と強弁して、当事業を進めようとしてきました。

「住み良い郷土を作る会」など、当事業に反対する住民が、「7 割が賛成の根拠を示せ。」と強く求められているのは、住民の意志がねじ曲げられたことに対する、怒りであります。

「事業推進ありき」の下での人権侵害と言うべき、住民意志の曲解の責任を、どのように認識しているのか、改めて、見解をお示しく下さい。

区画整理区域内、住民の多くは、「7 割の根拠が示せない限り、一切の協力はしない」との決意を示されております。

住民合意のないまま、測量などに着手することがないよう、厳に、求めるものです。

見解をお示しく下さい。

## ● 環境行政

汚泥中継施設建設計画について伺います。

福山市は、箕沖に新たな汚泥処理場を建設するに付随して、市内 3 カ所に中継施設を建設する計画を進めようとしています。

新浜汚泥中継施設建設については、当該の住民から根強い反対があり、事業説明会でも、疑問や怒り、撤回してほしいとの要望が続いていたものです。

一つには、新浜浄化センター設置にあたり、町内会と当時の牧本幹夫市長との間の約束があるからです。

昭和 60 年 1 月 24 日付 福処第 172 号、「新浜終末処理場の運営等に関する要求についての回答」では、

新浜処理場撤去について、「芦田川流域関連公共下水道の幹線完了時までには、し尿処理施設を含めて廃止いたします。」と明記しています。

もうひとつは、町内の賛同・住民合意はできていないという問題です。

市は、単位 12 町内会長の同意をとったとのことですが、関係者は、役員会の中でもそのような同意をとる場面は無かったと説明しております。

何を持って、住民合意・同意が得られたと判断したのか、その根拠をお示しく下さい。

また、事態の進展に驚いた住民は、12 単位町内会中 10 単位町内会長の署名を付して、当事業の白紙撤回を求める市長要望と議会への請願が提出されております。

このような、経過があるにもかかわらず、市が住民との約束を破り、住民合意も得られていない当事業を強行することは許されません。

いったん白紙撤回し、新たな計画を練り直すことを求めるものです。明快な答弁を求めます。

行政が十分な合意・同意を得られるまで懇切・丁寧な説明を行い、住民合意が形成されていない事業は、拙速に行わないことを求めるものです。

福山市は、当施設の建築工事一式を入札に付し、現在、仮契約を結び、本 12 月議会に、議決を求めています。

これを強行すれば、住民の怒りにいっそうの拍車をかけることとなります。

議案の撤回を図り、市政への信頼回復に努めることを求めるのです。明快な態度表明をお示しく下さい。

## ●水路転落死亡事故と手城地域緊急安全柵整備について

去る 11 月 17 日、南手城町 4 丁目の水路に、62 歳の男性が自転車ごと転落し、病院に搬送後死亡されたという痛ましい事故が起きました。心から、哀悼の意を表するものです。

日本共産党市議団は、19 日に事故現場調査を行いました。現場は、幅 1・85 メートル、深さ 1・25 メートルのコンクリート製水路で、水深約 10 センチの水流がありました。

死因は、警察調査で不明とのことですが、少なくともガードレールなどの防護柵が設置されておれば転落はまぬかれ、死亡にも至らなかったかもしれません。

今年度に入ってから先月までの転落死亡事故は 2 件、負傷は 44 件とのことではありますが、決算特別委員会の資料によれば、2002 年度から 2011 年までの、市道からの水路・側溝等死亡件数は 32 件、負傷事故は 2006 年度から 487 件、

今日まで合計 34 名が尊い命を失われ、負傷事故が 520 件という状況です。

他市に例を見ない、水路転落死亡・負傷事故の状況を、どのように認識しているのか、

また、今後どのように対処するのか、決意について、改めてお示しください。

市内でも、特にこの手城地域は、水路や側溝への防護柵がほとんど未設置という状態です。

加えて、事故現場の水路沿いには、手城幼稚園、手城小学校があり、その周辺の水路にも防護柵が設置されておられません。

市は、この手城地域の水路の蓋掛け、道路拡幅、防護柵設置などの安全計画策定を進めるとのことではありますが、進捗状況について、お示してください。

特に、手城地域の保育園・幼稚園、小・中学校の周辺、通学路の危険箇所には、早急に防護柵を設置することを求めるものです。

明快な回答をお示してください。

## ● 公共交通について

井笠バス撤退後の対策と、地域公共交通システムの構築に

ついて

井笠鉄道株式会社が廃業し、10路線が廃止されました。井笠バスの撤退後、3月31日まで、中国バスが代替え運行をしていますが、新年度からの、バス路線の運航についての方向性をお示してください。

現行、中国バスの代替え運行が行われていますが、減便は12路線に及びました。

代替え運転にあたっては、通勤・通学に最大限配慮するとされましたが、支障が生まれてはいないのか、調査状況と今後の改善策についてお示してください。

また、中国中央病院を経由する路線の廃止・減便で、通院の足が不便になったとの声が上がっています。

井笠バスの代替え運行計画にとどまらず、この際、公共交通政策を強化して、交通弱者の足を保障する総合計画を早急に策定することを求めるものです。

過疎地や、高齢化した団地からの通院や買い物の足の確保や、郊外型の大型店出店で、500メートル区域内で生活日用品や生鮮3品の買い物ができない、「買い物難民」の解消などを求めるものです。ご所見をお示してください。

● 競馬事業について

生活再建支援と跡地利用について

市長は去る11月27日、本年度末を持って、福山市競馬事業を廃止することを表明されました。

戦後の復興策に大きな役割を果たした63年の歴史と、関係者の方々の労苦に対し、敬意を表するものです。

我が党は、競馬事業が農林水産業振興に果たす役割や、レジャー・スポーツとしての側面を否定するものではありませんが、近年のギャンブル性を高め、射幸心をあおる高配当型馬券の販売による復興策については反対をしてまいりました。

また、売り上げ不振が続く中、市営競馬事業の存続のために、従事員などの賃金を引き下げて、存続するあり方についても、戦後復興の役割を終えた当事業を、このような犠牲を払いながら続けるべきではないと、廃止を求めてきたものです。

廃止を定めた今後の一番の問題は、従事員の生活保障であります。

- ・ ハローワークと連携し、再就職を確保すること。
- ・ 市営住宅への入居や、住居の確保への支援を行うこと。
- ・ 職業訓練の機会を保障すること。その際、訓練期間中の生活支援を行うこと。
- ・ 再就職先が確定するまでの一定の期間、防災や、環境整備、里山整備、休耕田対策などの分野で、つなぎ就労や

緊急雇用対策を行うこと。

- ・最後の一人まで、生活再建の見通しが立つまでの支援を貫徹すること。
- ・その他の求職者も対象とした公的就労事業を確立すること。

以上を求めるものです。ご所見をお示してください。

また、今後の競走馬の活用について、いくつかの試案を作成することを求めるものです。

例えば、アラブ馬の保存に、福山市が取り組むことを考えてはいかがでしょうか。

現在、アラブの競走馬は、福山2頭、北海道1頭の計3頭と言う報道がありますが、動物園との連携も視野に入れ、種の保存に取り組まれることを求めるものです。

また、乗馬体験やホースセラピーへの取り組みなどを指向してはいかがでしょうか。

ご所見をお示してください。

跡地の活用について、市長は、売却は考えていないとのことであり、これについては、賛同するものであります。

福山市は、急速な都市化に、公園や文化・スポーツ・科学施設の整備が追いついていない状況があります。

当該跡地を、福山市の大規模公園とし、健全な文化・スポーツ、市民の憩いの場、子ども科学館を設置するなど、高齢者から赤ちゃんまで、安心して集える場とすることなど、夢が膨らむところです。

今後の活用については、何よりも市民要望を生かし、意見と知恵を寄せ集めることを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

## ● 教育問題

中学校給食と食育について

改めて、基本に立ち返り、質問いたします。

平成17年6月に制定された「食育基本法」は、その前文に、「子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけてゆくためには、何よりも『食』が重要である。

今、改めて食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基本となるべきものと位置づけるとともに、…子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んで行く基礎となるものである」

とのべ、

その第20条は、「学校、保育所等、又は地域の特色を生かした学校給食の実施などの施策など、さまざまな体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発、その他必要な施策を講じるものとする」と定めています。

さらに、平成20年に改正された「学校給食法」は、第4条に、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において、学校給食が実施されるように努めなければならない。第5条には、国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなくてはならないと、2重の努力義

務を課しています。

福山市が、未だ、中学校完全給食の実施を行わないのは、二つの法律に対して、不誠実であり、努力不足ではありませんか。市長、及び教育長の認識をお示してください。

次に、福山市は、この度新市給食センターの更新を行っています。

この事業について市教育委員会は「合併した新市・沼隈町では、中学校で完全給食が実施されており、教育的にも、生徒にとっても大変重要な効果を発揮している。センター方式での実施だが、今後も続けたい」と説明し、中学校給食の教育的意義を示しています。

しかし、一部の地域のみの実施では、教育の公平性・平等性に歪みを生じるのではありませんか。

意義ある教育としての給食を、等しく、福山市内全ての公立中学校で実施するべきではありませんか。

年次計画を立て、すみやかに実施することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示してください。

**発達障害児の支援学級開設について**

障害児者、家族、教育・保育関係者など、多くの人々の運動で、1979年に養護学校義務制が実現し、「権利としての障害児教育」が前進してきました。

「インクルーシブ（だれにも排除されることのない）教育」の真の実現が求められるところです。

2007年には、LD、ADHD、高機能自閉症の、子どもを特別な教育の対象に加え、通常学級に在籍する様々なニーズを持つ子どもたちにも、「必要な支援を提供する」ことをうたいました。

しかし、「既存の人的・物的資源で対応する」として、必要な予算と人員は確保されませんでした。

今日、特別支援学校、学級、通級指導教室の教育条件整備は進まないまま、過大規模・過密化などの状況悪化が起っています。

また、発達障害児については、学級編成基準がありません。

福山市では、通常、普通学級に在籍し、通級教室に週1回程度通級する、あるいは、情緒の特別支援学級に在籍する児童・生徒もいます。

その、どちらも、子どもの実態や発達課題にあったものとなりにくく、安心できる居場所を失っています。

普通の子どもに合わせる教育は、発達障害児の特性や成長課題に沿った教育とはなり得ないからです。

個人の特性や状況を配慮して、一人、一人のニーズにあった、丁寧な取り組みが必要です。

高機能自閉症の子どものお母さんは、「新しい場や、通常と違う場に適応できない子どもに、場が変わる通級指導は受けられません」

また、「うちの子は、約束が守れない困った子、勉強の妨げになる子として、普通学級に居づらい状況になり、保健室登校をしている」

「事態が受け入れられなくて、パニック状態になった時、安心してクールダウンできる場が必要です。

発達障害児を対象とした、安心できる居場所づくり特別支援学級を開設してほしい」

「週一回の通級では、足りません」などの保護者の声を聞いて来ました。

福山市は、一人でも希望者があれば、特別支援学級の開設をするという、全国でも優れた条件整備をしてきた自治体です。

発達障害児の安心の拠点となる、発達障害を対象とした特別支援教室の開設を国に求めると同時に、福山市が率先して、希望に沿った開設をすることを求めるものです。

また、特別支援学級の担任や補助教員については、正規雇用、専門の力量のある教員の配置を行うことを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しく下さい。